

多様な宿泊施設整備支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内外からの誘客を促進するため、宿泊施設の改修等(新築、増築、改装、改修、若しくは模様替え又は備品購入をいう。以下同じ。)を行う事業者に対し、その費用の一部を補助することで、観光産業の推進を図ることを目的とし、福井県が定める「多様な宿泊施設整備支援事業補助金実施要領」(令和5年4月1日施行)に基づき、市が予算の範囲内で補助金を交付することについて、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号。以下「規則」という。)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受け、勝山市内に同法第2条に定める旅館営業、簡易宿所営業を営む事業者又は運営予定の事業者。
- (2) 市内に住民登録がある個人又は市内に事業所がある法人
- (3) 県税、市税及びその他の徴収金を滞納していない者
- (4) 過去に本補助金の交付を受けていない者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、観光客の受入れ環境の整備を目的とした宿泊施設改修等事業であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 多様な宿泊施設(一般枠)
 - ア 勝山市が指定する専門家の助言等の支援を受けた事業であること。

イ キャッシュレス決済、Wi-Fi環境の整備、外国語によるサービス内容の説明、インターネットを通じた予約受付等の環境整備について対応可能である、又は今後対応予定であること。

ウ サイクリストに優しい宿、ペットと泊まれる宿、伝統工芸等の本県の観光資源を活用したコンセプトルーム等、来県の目的となるような宿泊施設の整備事業であること。

エ 老朽化した施設の部分的又は応急的な修繕のみの事業でないこと。

オ 誘客・魅力アップが顕著に期待される、ソフトの取り組みを含めたトータルなリニューアル事業であること。

カ 改修成果について、ホームページやSNS等にて写真を掲載した上で発信すること。

(2) 多様な宿泊施設(新規開業枠)

ア 勝山市が指定する専門家の助言等の支援を受けた事業であること。

イ キャッシュレス決済、Wi-Fi環境の整備、外国語によるサービス内容の説明、インターネットを通じた予約受付等の環境整備について全て対応可能である、又は今後対応予定であること。

ウ サイクリストに優しい宿、ペットと泊まれる宿、伝統工芸等の本県の観光資源を活用したコンセプトルーム等、来県の目的となる宿泊施設の整備事業であること。ただし、事業後は全ての客室が平均客室単価1万5千円以上となること及び特別室やコンセプトルーム等特別感が出る客室を設置しなければならない。

エ 総事業費が20,000千円を超える事業であること。

オ 老朽化した施設の部分的又は応急的な修繕のみの事業でないこと。

カ 誘客・魅力アップが顕著に期待される、ソフトの取り組みを含めたトータルなリニューアル事業であること。

キ 観光庁(宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度)の「高付加価値経営旅館等」又は「準高付加価値経営旅館等」へ今後申請予定であること。

ク 改修成果について、ホームページやSNS等にて写真を掲載した上で発信すること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 宿泊施設の店舗部分の新築、増築、改築、改修又は模様替えの設計費及び工事費
- (2) 備品購入費(ただし、観光客の利用に供するもののみを補助対象とする。)
- (3) 補助対象経費のうち、消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象外とする。

(補助金の額及び補助率)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額で、一般枠については1事業につき300万円を限度とし、新規開業枠については1事業につき2,000万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項で算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業期間)

第6条 補助対象事業は、原則として当該事業に着手した日の属する年度内に完了する事業とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、多様な宿泊施設整備補助金交付申請書(様式第1号)を、事業開始前に市長に提出しなければならない。

2 この補助の対象となる事業について、他の補助金の交付を受けた、又は受ける予定のある事業者は、前項の交付申請をすることはできないものとする。ただし、観光客の受入れ環境の整備に係る新たな取組みであると市長が認める場合には、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その申請に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して、規則第6条の2に規定する補助金交付決定通知書を発行し、その旨を通知するものとする。

(計画変更及び中止の届出)

第9条 申請者は、申請した事業について、次に掲げるいずれかの場合には、速やかに多様な宿泊施設整備支援事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第2号。以下「変更(中止)申請書」という。)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の変更があった場合
- (2) 交付決定額の範囲内で予算の項目において20%以上の増減が生じる場合
- (3) 当初計画していた事業内容を行わなくなった場合
- (4) 当初計画していなかった事業内容を行うこととなった場合

2 前項各号に定める場合を除き、軽微な変更と認められるものについては、実績報告書を提出する際に届け出ることにより、これに代えることができる。

3 市長は、前項の変更(中止)申請書の提出があったときは、多様な宿泊施設整備支援事業変更(中止)承認通知書により変更又は中止を承認する旨を通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 申請者は、第7条により申請した事業が完了したときは、多様な宿泊施設整備支援事業補助金完了実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)を、事業完了後30日以内又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(検査)

第11条 市長は、実績報告書の提出を受けた後、申請書、実績報告書及び関係書類に基づき、検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、適正と認められないものに対し、当該補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、速やかに申請者に対し補助金額の変更を通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、請求書を市長に提出するものとする。

(事業経過の報告)

第13条 申請者は当事業完了後、翌年度からの3箇年の間、それぞれ1年間の取組実施状況及び経営状況等について、毎年1回多様な宿泊施設整備支援事業補助金経過報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、規則第10条の規定に該当する場合のほか、当該補助金の交付対象となった宿泊施設を開設又は改修した日の翌日から起算して3年未満で、事業計画書の事業内容の中止、廃業又は長期間休業等を行った場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。なお、長期間の休業は1年間までとし、休業する場合、申請者は書面によって市長に届け出なければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。